

NPO法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション(GLEA)のメールマガジン第176号をお届けします。ご意見・ご感想は<glea@npo-glea.org>まで。

◆今号の内容

1. トピックス
2. これからの活動情報
3. コラム『まだ存在しない新しい仕事の領域で、まだ知られてもいない問題を、まだ生まれていない技術を使って解決する能力を育てる』明治大学法学部教授 太田 勝造 氏

---

1. トピックス

---

- ◆交渉ワークショップ「Visionary World Cup 2024」を開催します。  
詳しくは<3.これからの活動情報>にて。

---

2. これからの活動情報

---

◆Visionary World Cup 2024

内容: 大学生、大学院生に交渉のスキルと考え方を学ぶ機会を提供  
一泊二日の合宿形式  
日時: 9月8日(日)~9日(月)  
場所: 望楼 青海波(淡路島)  
共催: 株式会社パソナグループ(法人会員)

◆Visionary World Cup 2024 参加者向け事前説明会

内容: 参加者に対し、大会の詳細や規則等を説明  
日時: 8月8日(木) 16:00~17:00  
場所: オンライン

◆Visionary World Cup 2024 審査員説明会

内容: 審査員に大会の概要と審査について説明  
日時: 8月22日(木) 16:00~17:00  
場所: オンライン

◆INC オンライン・プレ・ミーティング

(参加者向け事前説明会)  
日時: 9月16日(月)  
場所: オンライン

◆第23回大学対抗交渉コンペティション

日時: 11月16日(土)・17日(日)  
場所: 上智大学及びオンライン

---

### 3. 今月のリーダーシップ情報【コラム／column】

---

明治大学法学部教授

太田 勝造 氏

『まだ存在しない新しい仕事の領域で、まだ知られてもない問題を、まだ生まれていない技術を使って解決する能力を育てる』

百年以上前にある人が「目の見えない人が目の見えない人の手を取って導くような状況」になっていると批判したのは、何のどのような状況であったか推量してみていただきたい。批判の主旨は、当時の経済的社会的な要請に対してこのような状況では適切に応えることができないというものであった。

この批判をした人が著名な法律家であると知ったら、この状況が何のことであるか推量できるであろうか。この批判者は誰であろうルイス・ブランダイスである。ブランダイスは辣腕の弁護士として名を馳せ、「ブランダイス・ブリーフ」として名前を今に残している。彼は後にユダヤ人初の米国連邦最高裁判所判事となる。

ブランダイスの批判は「法律家として必要な経済学や社会科学の知識を持たないままに裁判官は法廷に臨んでおり、事案について弁論する弁護士も必要な経済学や社会科学の知識をやはり持っていないので、裁判官の判断は不適切なものとなる」というもので、当時の法曹と裁判実務と法学教育に対する痛烈な問題提起となっている。

この問題は、私から見れば百年以上後の現在日本の法曹と法学教育にそのまま当てはまる。ブランダイス発案の「ブランダイス・ブリーフ」の考え方を日本の法学教育ではまともには教えない。立法事実に基づいたエヴィデンス・ベース・ローという考え方は日本の法学教育にも法実務にもほとんど定着していない。それゆえ、日本の裁判は「目の見えない人が目の見えない人の手を取って導くような状況」のままである。

ブランダイスが「ブランダイス・ブリーフ」を発案したのは、要件事実論の枠内の法論理と法的議論ではどうしようもないような新たな社会問題に対して、裁判を通じて法的に対処しなければならなかったからである。辣腕の弁護士は法創造事実としての立法事実の司法での活用を思いついた。社会科学や自然科学の理論と知見をエヴィデンスとして創造的法解釈を展開した。このようなクリエイティビティをリーガル・マインドとして訓練する法学教育が現在ほど必要とされている時代はなかろう。にも拘らず現状の法学部や法科大学院、司法研修所での法学教育では等閑視され、要件事実論を習得しただけの時代遅れの法律家ばかり産出している。

初等・中等教育における法教育の普及に向けての努力を全米で展開しているコリン・シール弁護士は「私たち教師が生徒たちに準備させようとしている将来の世界では、まだ存在しない新しい仕事の領域で、まだ知られてもない問題を、まだ生まれていない技術を使って解決する必要があるでしょう。したがって、生徒たちがまだ見たことのないような形式の問題に対して、適切に答えることができるだけの適応力を生徒たちの身につけさせることには本質的な価値があるので」と力説する。

現状の法学教育を受けただけの法学部卒業生や法曹が、「まだ存在しない新しい仕事の領域で、まだ知られてもない問題を、まだ生まれていない技術を使って解決する」ことができるだろうか、新たに生じる社会問題に適切に答えることができるだけの適応力を持っているであろう

か？現状のままでは、現在と将来の経済的社会的な要請に対して、彼ら彼女らは適切に応えることができないであろう。

現在および将来の社会経済的な要請に適切に応えることのできる適応力とクリエイティビティを涵養するような法学教育と法曹養成の導入が喫緊の課題となっている。この課題に応えるには法学の在り方自体に立ち返って考え直す必要がある。そのための一つの方法として、模擬交渉や模擬仲裁を通じて、想像力に富んだ問題解決策をあれこれ創造するマインドセットとクリエイティビティを身に着けさせる教育が必要となっている。

---

本メールマガジンについて

---

コラムなどの著作物の著作権は執筆された方に帰属します。  
執筆者は、当法人に対してその著作物を利用する権利を許諾するものとします。